

改 正 案		現 行	
<p>（部局長） 第2条 この訓令において「部局長」とは、次の表の左欄に掲げる者をいい、その取り扱う厚生労働省所管の国有財産に関する事務の範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。</p>		<p>（部局長） 第2条 この訓令において「部局長」とは、次の表の左欄に掲げる者をいい、その取り扱う厚生労働省所管の国有財産に関する事務の範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。</p>	
（略）	（略）	（略）	（略）
医政局長	（略）	医政局長	（略）
<u>健康・生活衛生局 感染症対策部長</u>	<u>健康・生活衛生局感染症対策部の所属に属する国有財産に係るもの</u>	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
職業安定局長	労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に属する国有財産に係るもの（他の部局の所属に属する国有財産に係るものを除く。）	職業安定局長	労働保険特別会計雇用勘定に属する国有財産に係るもの（他の部局の所属に属する国有財産に係るものを除く。）
（略）	（略）	（略）	（略）
年金局長	年金特別会計に属する国有財産に係るものであって、年金局の所属に属する国有財産に係るもの	年金局長	年金特別会計（子ども・子育て支援勘定を除く。）に属する国有財産に係るものであって、年金局の所属に属する国有財産に係るもの
（略）	（略）	（略）	（略）